

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-109号
2	公募日	令和7年7月22日
3	契約担当者	能代市長 齊藤 滋 宣
4	件名	森林整備事業 市有林保育事業業務委託(間伐・作業道)
5	業務場所	能代市二ツ井町駒形字一ノ又3ほか
6	履行期限	令和7年11月28日
7	当該業務の主管課	二ツ井地域局 環境産業課 電話 番号 0185-73-4500 ファクシミリ番号 0185-73-5224
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	間伐(搬出)及び森林作業道開設 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること (1) 令和6・7年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に「市内物品等業者」で登録されている者であること (2) 能代市内に契約の締結できる営業所を有していること (3) 本市の指名停止措置を受けていないこと (4) 令和6・7年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で申請している者であること
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額とする
12	入札予定日	令和7年8月5日 (火) 午後1時40分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり

入札スケジュール

件名：森林整備事業 市有林保育事業業務委託(間伐・作業道)

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和7年7月22日（火） 正午から 令和7年7月24日（木） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和7年7月22日（火） 正午から 令和7年7月24日（木） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり 提出先:業務主管課
3	申込書類の受付	令和7年7月22日（火） 正午から 令和7年7月28日（月） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和7年7月28日（月） 午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和7年7月30日（水）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和7年8月5日（火） 午後1時40分 会場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和 年 月 日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿記載番号)

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発注番号	第2-109号		
物品(業務)名	森林整備事業 市有林保育事業業務委託(間伐・作業道)		
本入札に関する 連絡先	担当者名		
	電話番号		FAX番号

入札書(第 回)

令和 年 月 日

能代市長 齊藤滋宣 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	森林整備事業 市有林保育事業業務委託 (間伐・作業道)
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第112条第1項第3号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に記載されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。
- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
電話番号	0185-89-2222
	※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認められた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- (1) 能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、1枚（1回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- (4) 入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- (5) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が1に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- (1) 契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内とする。
- (2) 契約保証金については、規則第127条の規定による。

7 その他必要な事項

- (1) 申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- (2) 提出された申込書類は返却しない。
- (3) 申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- (4) 履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- (5) 契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から30日以内に支払う。
※測量士等（所得税法第204条第1項第2号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- (6) 申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 0185-89-2222

ファクシミリ番号 0185-54-6460

市有林保育事業業務委託(間伐・作業道)設計書

令和7年度

委託名	市有林保育事業業務委託(間伐・作業道)
委託内容	間伐(搬出)及び森林作業道開設
委託場所	能代市二ツ井町駒形字一ノ又3他
委託面積及び延長	間伐 12.84 ha ・ 作業道 1,900m
履行期限	令和7年11月28日(金)

事業費内訳						
種 別	施業種	数量	単位	単価	金額	摘要
保育事業費	間伐(搬出)	12.84	ha			搬出材積 40~50m ³ /ha
整備事業費	森林作業道 (W=3.0m)	1,900	m			地山勾配 22度以下
計						
消費税相当額		10	%			
委託事業費						

位置図

森林の所在：能代市二ツ井町駒形字一ノ又3他

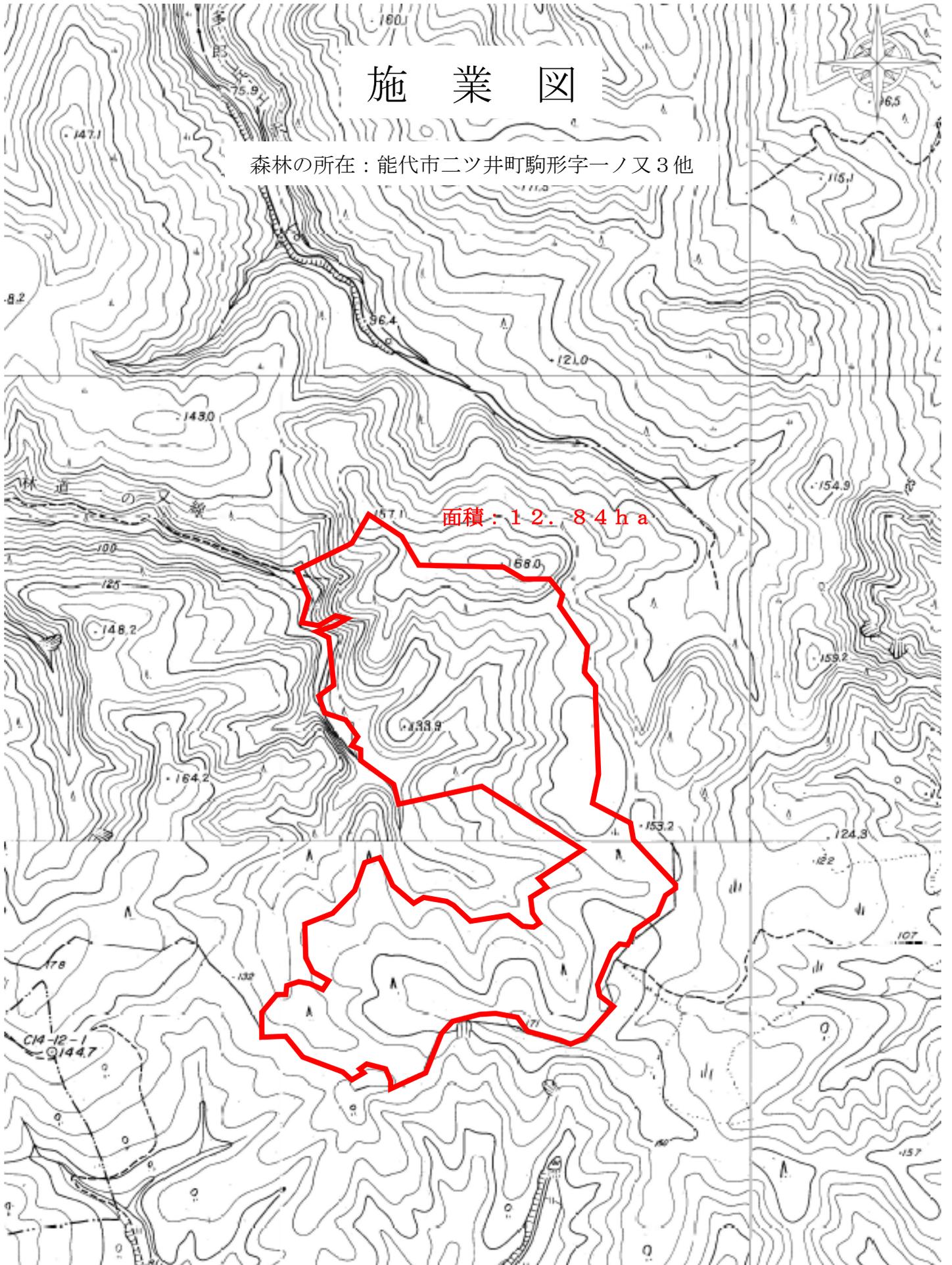
面積：12.84ha



施業図

森林の所在：能代市二ツ井町駒形字一ノ又3他

面積：12.84ha



市有林保育事業業務委託（間伐・作業道）仕様書

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は「市有林保育事業業務委託（間伐・作業道）」に関する委託業務に適用する。
- (2) この委託業務は、この業務の履行に関連する関係法令等に基づくほか、本仕様書により履行するものとする。
- (3) この委託業務は、期限を令和7年11月28日までとする。

2. 一般事項

(1) 委託業務の方法

- ①業務の実施に当たり受注者はあらかじめ発注者の指示を受け、具体的な方法について十分熟知のうえ施工しなければならない。
- ②業務の履行において、地形の変更は厳に慎むとともに、必要に応じて関係官公署との立ち会い又は指導を受けなければならない。

(2) 間伐

- ①間伐は、形質不良木、劣勢木を主体に行うこととし、伐採点はできるだけ低くし、間伐率は概ね3割とする。
- ②かかり木にならないよう伐倒方向には十分注意し、つる類は伐倒前に処理してから間伐を行うこと。
- ③伐倒木は、玉切・枝払いを行うものとする。
- ④間伐木の選木と伐倒は、受注者が同時に行うこと。
- ⑤搬出材の集積場所は、林道駒形荊又石線沿いとする（別紙貯木土場予定図参照）。

(3) 森林作業道

- ①別紙森林作業道整備仕様書のとおりとする。

(4) 委託業務打ち合わせ等

- ①別に定める日並びに発注者および受注者が、必要と認める日に打ち合わせを行うものとする。この際に協議確認した事項は、仕様書と同等の効力を有するものとする。

(5) 設計変更等

- ①設計変更に伴う変更契約は、その内容を発注者が受注者に提示し、協議の上締結するものとする。
- ②設計変更の対象となるものは、設計図書、仕様書で示した事項および発注者と受注者が

協議決定した事項とする。

- ③受注者は、現場監督員を配置し、秋田県の定める令和7年度造林補助事業標準単価表に基づく保険加入平均点数23点以上となるよう努めるものとするが、法定福利の加入状況によって契約額が減額される場合がある。

(6) 成果品

- ①受注者は、委託業務に関して以下の成果品のほか、発注者の指示する資料および報告書を提出しなければならない。
- ②成果品一覧
 - ア 間伐施業地図（5千分の1、森林計画図に施業地とプロット位置を記載）
 - イ 間伐施業地実測図（5千分の1）
 - ウ 搬出材位置図（5千分の1）
 - エ 搬出材検収野帳（径級、本数、長級、材積を巻き立て毎に記載）
 - オ 森林作業道地図（5千分の1、森林計画図に路線位置を記載）
 - カ 森林作業道実測図（5千分の1）
 - キ 森林作業道測量野帳（方位角、斜距離、単距離、累計距離、地山勾配、地山間勾配、縦断勾配、幅員、測点間高低差、ポール横断を各測点毎作成）
 - ク 森林作業道出来高管理図表（測点間距離、傾斜角、幅員、左右法勾配、地山勾配を20m毎作成）
 - ケ 写真野帳（別紙造林施業等写真管理基準のとおり撮影した写真及びデータ）
 - コ 施業従事者の社会保険等の加入状況（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、退職金共済の加入証明の写し）

(7) その他

- ①業務履行場所および運搬経路の安全管理には十分留意し、必要に応じて交通整理員等の人員を配置しなければならない。
- ②業務履行に伴い使用した林道等の道路及び貯木土場については、業務完了後、必要な補修を行い作業前の状態に復元すること。また、発注者が復元されていないと判断した場合は、業務完了後であっても、発注者の指示に従い復元作業を実施すること。
- ③業務の履行に際し、履行個所の境界を十分把握し、隣接地を侵すことのないようにしなければならない。尚、受注者が隣接地に損害を与えた場合は、ただちにその内容を発注者に報告するとともに、受注者の責任において、被害者に賠償しなければならない。
- ④履行個所は設計図書に添付している図面のとおりとし、現地案内はないものとする。
- ⑤本委託業務は、国庫補助事業である森林環境保全整備事業対象となるため、秋田県が実施する補助事業検査時に、受注者は立ち合うものとする。

森林作業道整備仕様書

総括的事項

- 1 この仕様書は、森林作業道整備に関する一般的仕様を示すもので、特別に指示のない限りこの仕様書により事業を実施すること。
- 2 この仕様書及び設計図書に明示していないもの又は疑義を生じた場合は、契約担当者に申し出て指示を受けること。

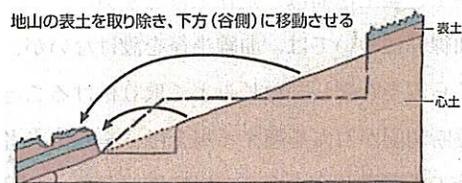
伐開

- 1 伐開は指示された幅員に応じた必要最小限の幅で行い、刈払い物は原則として谷側に巻立てること。

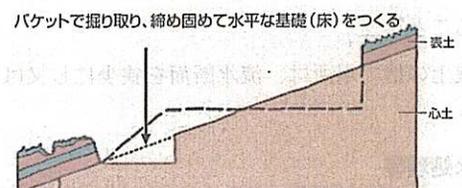
切土及び盛土

1 切土及び盛土は、切盛均衡（片切片盛）を図りながら、縦断勾配を21%以下とし、原則として、バックホウ等を使用し、次の手順により施工すること。

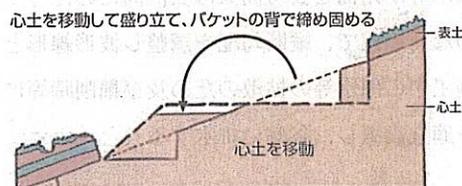
- (1) 施工に先立ち、切取、盛土部分の地山の表土を取り除き、盛土材に混入しないよう谷側に移動させる。



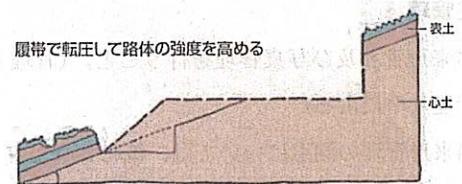
- (2) 盛土の滑り出しを防止するため、基礎地盤を掘削、敷均し、転圧等により水平にした上に盛土を行う。



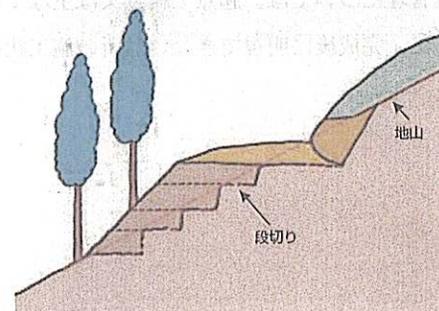
- (3) 盛土は、1層当たり30cm以下の層ごとにバケット等により締め固めを行う。



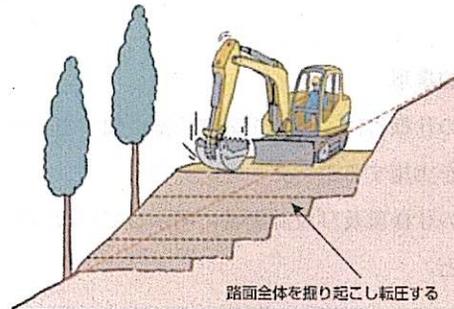
- (4) 路面が水平になったら、履帯等により十分に締め固めを行い、路体の強度を高める。



- (5) 横断勾配が25度を超える場合には、基礎地盤以外の地山についても1層を30cm程度の階段状の段切りを行い、その上に1層当たり30cm以下の層ごとに盛土し、十分に締め固めを行う。



- (6) なお、土質が軟弱な場合には、路面の不当沈下路体を防止するため、路体を一旦掘削して盛り返し、十分に締め固めを行う。



- 2 切土高は、1.5m程度以下とし、やむを得ない場合でも、原則として3mを超えないものとする。
- 3 切土法勾配は、土砂類で6分、岩石類で3分を標準とし、切土法高が1.2m程度以下の場合は直切りを標準とする。
- 4 盛土高は、原則として3mを超えないものとする。
- 5 盛土法勾配は、1割を標準とし、盛土高が2mを超える場合は、1割2分を標準とする。
- 6 切土、盛土法面は、荒仕上げとする。
- 7 曲線部については、曲線半径を設けないが、林業機械や車両等が安全に通行できるよう、内輪差や旋回時のふくらみを考慮し、なじみよく取り付けること。
- 8 縦断勾配が21%を超える場合は、契約担当者に申し出て指示を受けること。
- 9 施工中現場から小玉石や岩屑等が発生した場合は、盛土材等に利用するため契約担当者に申し出て指示を受けること。
- 10 残土の捨て場所は、流水断面を狭少にし又は不当圧力が加わる場所でないこと。

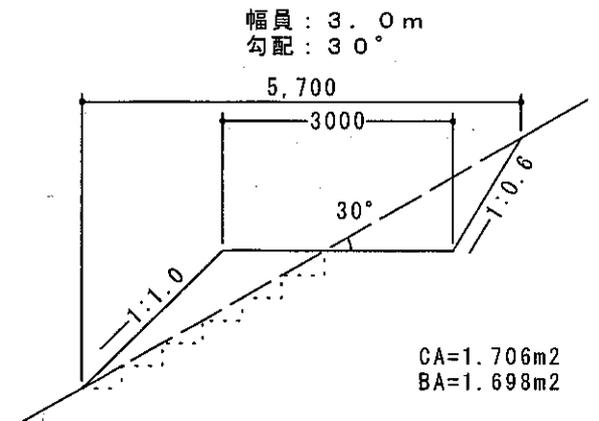
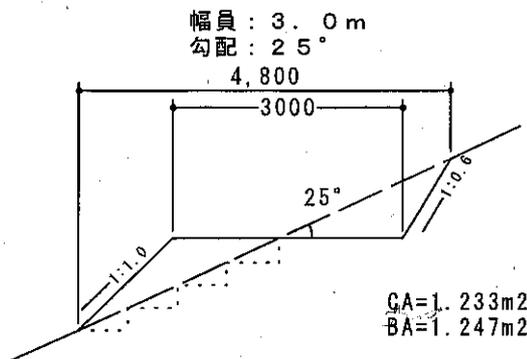
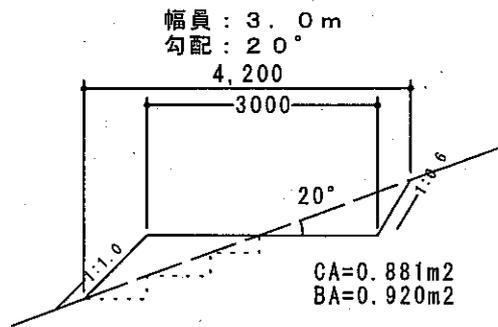
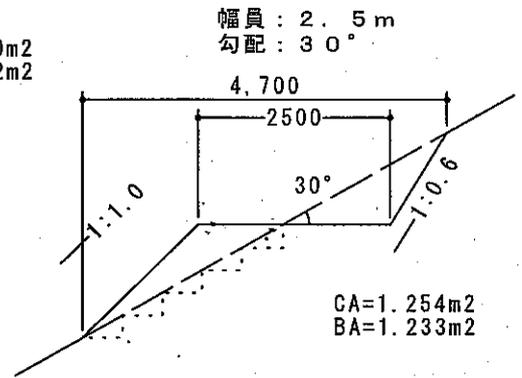
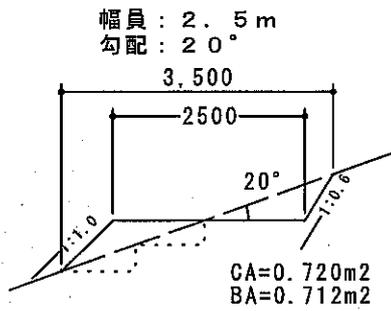
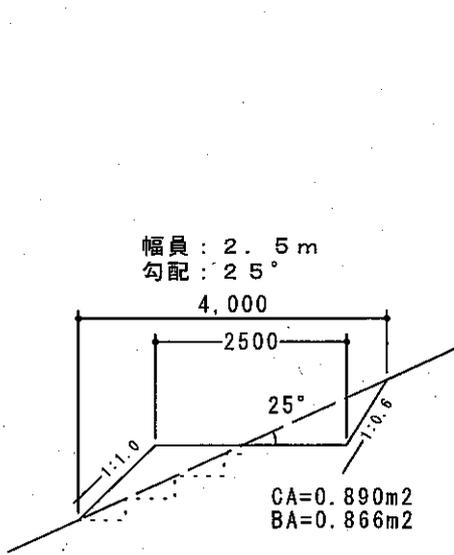
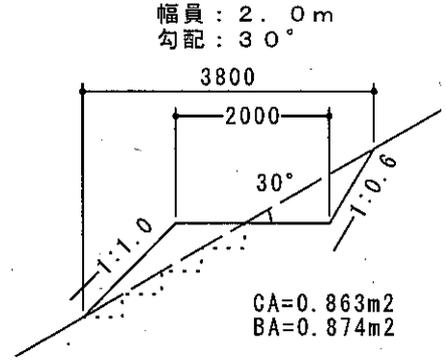
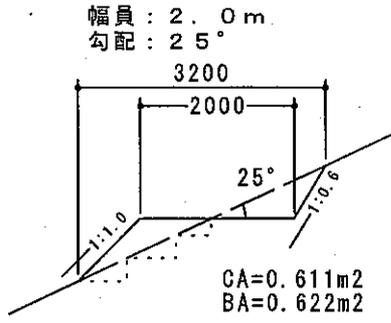
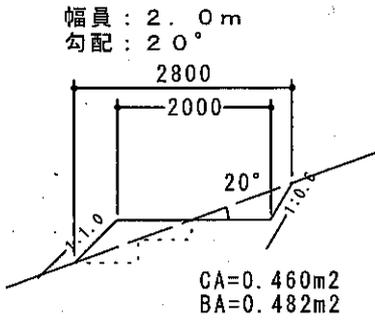
排水処理等

- 1 雨水等が路面を長時間又は長区間にわたって滞留、流下することのないよう、林業機械や車両等の通行に支障のない範囲で、縦断勾配を調整し波形線形とすること。
- 2 施工中の雨水等の拡散のため及び掘削時等に切土法面から湧水が発生した場合等は、誘導側溝及び誘導横断工を適宜設置し、谷側に排水すること。

施工管理

- 1 出来形管理及び写真管理を行うこと。(管理方法は、森林作業道主要出来形管理基準及び森林作業道主要写真管理基準による)
- 2 出来形管理の測点については、概ね20m毎とすること。
- 3 写真管理については、起点・終点又は主な工作物等について、工事着手前と工事完了後の状況を撮影記録するとともに、完成後に明視できない箇所の施工状況、施工中の災害状況等を適宜撮影し、施工状況を明らかにすること。

森林作業道における標準断面図 (1:100)



(別表6) 森林作業道主要出来形管理基準

工種等		項目	規格値	測定基準	
地山勾配		測点	22° 以下 23° ~29° 30° 以上	全測点を検測し、その平均値（加重平均）。	
平面	延長	測点間	±200mm	延長300mごとに1カ所以上を検測。ただし、起・終点を含め、1カ所以上。	
	待避所、車廻し、作業土場	設計値	±100mm	各1カ所以上を検測。	
縦断		傾斜角 変化点	±1%	原則として、縦断勾配21%を超える箇所を検測。	
横断	切取 盛土	法勾配	-1分	延長300mごとに1カ所以上を検測。ただし、起・終点を含め、1カ所以上。	
	幅員	幅員	-100mm		
	敷砂利	敷幅 敷厚	-50mm -20mm		
	コンクリート路面工	敷幅 敷厚	-25mm -10mm	90㎡に1カ所以上を検測。ただし、1カ所以上。	
工 作 物	排洗越工			構造ごとに1カ所以上を検測。	
	水 施 設	現地発生材	布設延長		-50mm
		二次製品	布設延長		-0mm
	基礎工 基床工	延長	-30mm		
		幅 厚さ	-30mm -50mm		
	土 留 工	柵工	延長		-10.0%
		積工	幅 高さ		-100mm -100mm
	かご工	延長 幅 高さ、径	-50mm -50mm -50mm		
階段工		延長 幅 高さ	-10.0% -100mm -100mm	1カ所以上を検測。	
取付け		設計値	該当工種の規格値に準ずる		

(別表 7) 森林作業道主要写真管理基準

工 種		撮 影 項 目	撮 影 頻 度
着工前		全景及び代表箇所	
完成後			
施工段階		施工中の写真 (工種ごと)	工種ごとに1回以上を撮影。
材料検収		形状寸法	各品目ごとに1回以上を撮影。 (使用前、空袋等)
使用機械		仕様等	機種ごとに1回以上を撮影。
敷砂利		敷厚、敷幅	100mごとに1回以上を撮影。
コンクリート路面工			1 施工単位につき1回以上を撮影。
工 作 物	洗越工	布設延長	
	排水施設		
	基礎工	延長、幅、厚さ	測定ごとを撮影。
	基床工		
階段工		延長、幅、高さ	各路線ごとに1回以上を撮影。
取付け		該当工種の撮影項目に準ずる	1回以上を撮影。
施工中の災害			

注) 完成後明視できない工種は、延長・幅・施工状況、出来形寸法その他必要な写真(全景、近景)を撮影する。

造林施業等写真管理基準

1 人工造林・保育・間伐等施業（森林作業道以外）

面積別区分	写真枚数	備考（撮影の例示）
0. 1～3. 0ha未満	着手前（遠景）各3枚以上	代表箇所3箇所以上
	作業中（遠景）各3枚以上	造林／地拵え、運搬、植付 下刈り／刈り払い 雪起こし／引き起こし、縄張り 枝打ち／枝打ち 除伐／刈り払い 保育間伐／選木、伐倒、玉切り 間伐／選木、伐木造材、搬出、はい積 更新伐／選木、伐木造材、搬出、はい積 必要に応じて、安全確認、使用機械
	完成（遠景・近景）各3枚以上	代表箇所3箇所以上
3. 0～10. 0ha未満	着手前（遠景）各5枚以上	代表箇所5箇所以上
	作業中（遠景）各5枚以上	（0. 1～3. 0ha未満と同様）
	完成（遠景・近景）各5枚以上	代表箇所5箇所以上
10. 0ha～	着手前（遠景）各7枚以上	代表箇所7箇所以上
	作業中（遠景）各7枚以上	（0. 1～3. 0ha未満と同様）
	完成（遠景・近景）各7枚以上	代表箇所7箇所以上
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、写真にGPSデータを記録 ・撮影位置は一部の区域に偏ることの無いように撮影 ・完成写真（遠景・近景）は森林施業の状況が明確に判別できるように撮影 	

2 森林作業道（標準断面を適用する森林作業道）

延長別区分	写真枚数	備考（撮影の例示）
300m未満	着手前（遠景）各3枚以上	起終点含む3箇所以上
	作業中（遠景）各3枚以上	切土、盛土、伐開、除根
	完成（遠景・近景）各3枚以上	起終点含む3箇所以上
300m～1,000m未満	着手前（遠景）各5枚以上	起終点含む5箇所以上
	作業中（遠景）各5枚以上	切土、盛土、伐開、除根
	完成（遠景・近景）各5枚以上	起終点含む5箇所以上
1,000m～	着手前（遠景）各7枚以上	起終点含む7箇所以上
	作業中（遠景）各7枚以上	切土、盛土、伐開、除根
	完成（遠景・近景）各7枚以上	起終点含む7箇所以上
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、写真にGPSデータを記録 ・撮影位置は一部の区域に偏ることの無いように撮影 ・完成（近景）写真は幅員、測点間延長等の測定状況を撮影 ・使用機械を撮影 	